

議案第48号

天理市観光物産センター条例の一部改正について  
天理市観光物産センター条例の一部を次のように改正しようとする。

平成28年3月7日提出

天理市長 並 河 健

天理市観光物産センター条例の一部を改正する条例  
天理市観光物産センター条例（平成24年6月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「提供」を「提供し、特産物等を販売」に改める。

第3条第2号中「展示」の次に「及び販売」を加える。

第4条及び第5条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（開館時間及び休館日）

第5条 センターの開館時間及び休館日については、規則で定める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「市長」を「指定管理者」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。

第8条を第6条とし、第9条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。